

随意契約理由書

件名	西神・山手線誘導無線設備点検整備
契約の相手方	住友電工システムソリューション株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号に該当
随意契約の理由 <p>誘導無線設備は、列車が安全・確実に運行するための重要な保安通信設備であり、列車運行を管理している運転指令所と列車とを結ぶ唯一の連絡手段である。システム障害が直接列車運行、乗客サービスに影響するため、常に装置を良好な状態に維持する必要があり、国土交通省令に基づき整備要領を定め、点検・整備を実施している。</p> <p>故に、本業務は通信技術者として装置に精通した者が行うことが不可欠である。</p> <p>本業務の主たる点検内容は、各機器仕様に基づく性能確認、調整及び総合動作確認であり、装置を開発・製作した製造業者が独自に定めた基準による判定が必要である。また整備に必要な部品調達及び機器製作についても同様である。</p> <p>平成23年度より製造業者である「住友電気工業株式会社」の業務分担の整理見直しにより機器設計、製造、保守業務が上記業者に移管され、上記業者は同社製装置の保守を担当する唯一の業者である。</p> <p>以上により、上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 (電話番号 791-9729)